

福祉部・子ども家庭部の概要

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 福祉部・子ども家庭部の変遷…………… | 9 |
| 2. 組 織…………… | 11 |
| 3. 予算と決算…………… | 12 |
| 4. 地域保健福祉計画…………… | 14 |
| 5. 重層的支援体制整備事業…………… | 15 |
| 6. 保健福祉審議会…………… | 15 |

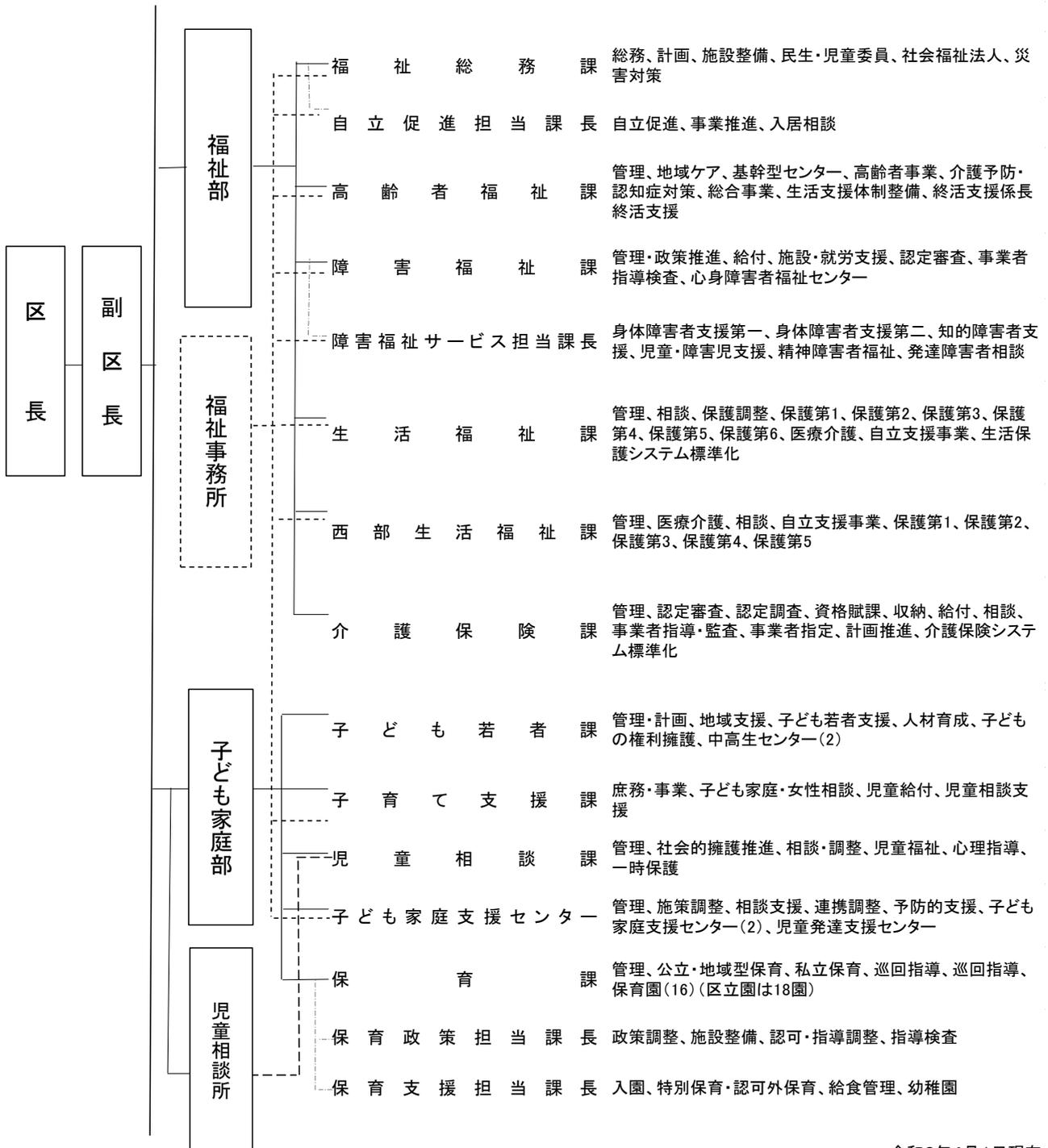
1. 福祉部・子ども家庭部の変遷

年 月 日 | 部 課 の 動 き

| | |
|------------|--|
| 昭 40. 4. 1 | 地方自治法一部改正、制度実施、厚生部を新設し、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課、福祉事務所で組織 |
| 45.12. 1 | 児童課を新設 |
| 47. 4. 1 | 老人福祉センター管理事務所を設置 |
| 48. 4. 1 | 老人福祉課を設置 |
| 49. 4. 1 | 保育課を設置 |
| 50. 3. 1 | 福祉事務所を東西に分割設置 |
| 50. 4. 1 | 厚生部から児童課と保育課を切り離して児童部を設置 |
| 55. 3. 1 | 都から授産場が移管され管理課が所管 |
| 57. 4. 1 | 心身障害者福祉センター管理事務所を設置 |
| 60. 4. 1 | 大幅な組織改正が行われ、福祉部は福祉課、老人福祉課、国民健康保険課、国民年金課、副参事（高齢者問題調査担当）、東福祉事務所、西福祉事務所、心身障害者福祉センター管理事務所の4課1副参事3所で構成され、又婦人児童部は、児童課、保育課、婦人青少年課の3課で構成 |
| 61. 6. 1 | 福祉課内に福祉相談コーナーを開設 |
| 63. 4. 1 | 高齢化対策室設置 |
| 63. 7. 1 | 福祉相談コーナーを企画部広報課が吸収 |
| 平 3. 3.31 | 高齢化対策室を廃止 |
| 3. 4. 1 | 高齢者施設整備課を設置 高齢社会対策推進室を設置 |
| 4. 4. 1 | 婦人児童部を児童女性部、婦人青少年課を女性青少年課に名称変更 |
| 5. 4. 1 | 高齢者介護相談センターを新設 |
| 6. 3.31 | 住宅関係事業一元化のため、都市整備部に住宅事業課を新設 |
| 6. 4. 1 | 高齢者施設整備課、高齢社会対策推進室を廃止 高齢者介護相談センターを介護相談センターに組織改正 福祉計画課を新設 |
| 8. 4. 1 | 福祉部組織改正（平成8年度・9年度）の初年度 福祉課を廃止し、福祉計画課と統合。障害者福祉課の新設 介護相談センターを充実し、中央保健福祉センターに改正 |
| 9. 4. 1 | 福祉部組織改正（平成8年度・9年度）の2年度目 東・西福祉事務所を廃止し、生活福祉課を新設 中央保健福祉センターを拡充し、東部保健福祉センター、西部保健福祉センターを新設 児童女性部を組織改正 児童課、保育課を廃止し、管理課、子育て支援課を新設 |
| 10. 4. 1 | 介護保険準備室を新設 |
| 11. 4. 1 | 介護保険準備室を介護保険課に組織改正 |
| 12. 4. 1 | 大幅な組織改正が行われ、福祉部と衛生部を統合し、保健福祉部となり、福祉計画課を管理調整課に名称変更し、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、介護保険課、中央保健福祉センター、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、地域保健課、生活衛生課、健康推進課で構成され、国民健康保険課、国民年金課は区民部に編入 児童女性部を子ども家庭部に改組し、管理課、女性青少年課を廃止し、青少年課、子育て支援課、保育園課に再編 総務部に男女共同参画推進課を設置 |
| 13.11.17 | 東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センターを開設 |
| 14. 4. 1 | 池袋保健所（地域保健課、生活衛生課、健康推進課）と長崎保健所を統合 健康担当部長を設置、長崎健康相談所を設置 |
| 15. 4. 1 | 青少年課を子ども課に名称変更 |
| 17. 4. 1 | 介護予防担当課長を設置 |
| 18. 4. 1 | 地域包括支援センターを設置 |
| 19. 4. 1 | 介護予防担当課長を廃止し、高齢者福祉課と統合 保健福祉担当課長を設置 中央保健福祉センター・東部保健福祉センター・西部保健福祉センターの3課を中央保健福祉センター1課に統合し、東部保健福祉センター・西部保健福祉センターは分室として再編 |
| 20. 4. 1 | 中央保健福祉センターの高齢者部門の係を高齢者福祉課に移行 |
| 22. 4. 1 | 西部生活福祉課、がん対策担当課長を設置 管理調整課を福祉総務課に名称変更 |

| 年 月 日 | 部 課 の 動 き |
|-----------|---|
| 24. 4. 1 | がん対策担当課長を廃止し、地域保健課と統合 |
| 26. 4. 1 | 自立推進担当課長、福祉施策特命担当課長、保育政策担当課長を設置 |
| 27. 4. 1 | 福祉施策特命担当課長を廃止し、税務課と統合、障害者福祉課を障害福祉課に名称変更、中央保健福祉センターを廃止し、障害福祉課と統合、保育園課を保育課に名称変更 地域包括推進担当課長、障害福祉サービス担当課長を設置 |
| 28. 4. 1 | 地域包括推進担当課長を廃止 |
| 29. 4. 1 | 介護保険特命担当課長、児童相談所設置準備担当課長を設置 |
| 30. 4. 1 | 子ども課を子ども若者課に名称変更 |
| 31. 4. 1 | 総合高齢社会対策推進室を設置 |
| 令 2. 4. 1 | 保育支援担当課長を設置 |
| 3. 1. 15 | 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長を設置 |
| 3. 4. 1 | 新型コロナウイルスワクチン接種担当部長を設置 |
| 4. 4. 1 | 児童相談所設置準備担当部長を設置 |
| 5. 2. 1 | 子ども家庭支援センターを新設 |
| 5. 4. 1 | 児童相談所開設 児童相談所設置準備担当課長を廃止し、児童相談課を設置 |
| 6. 4. 1 | 保健予防課を設置 保健福祉部を福祉部と健康部に分割。総合高齢社会対策推進室を廃止し福祉総務課・高齢者福祉課に統合 |

2. 組織



令和6年4月1日現在

※保健福祉部を福祉部と健康部に分割したため、健康部の組織図は省略

3. 予算と決算

<令和6年度 一般会計当初予算（歳出）内訳>

| 予算内訳・款 | 単位・千円 | 構成比 (%) |
|---------|-------------|---------|
| 一般会計予算額 | 152,935,082 | 100.0 |
| 議会費 | 672,331 | 0.4 |
| 政策経営費 | 7,986,068 | 5.2 |
| 総務費 | 8,021,691 | 5.2 |
| 区民費 | 15,201,052 | 9.9 |
| 文化商工費 | 7,378,193 | 4.8 |
| 環境清掃費 | 5,632,813 | 3.7 |
| 福祉費 | 32,079,012 | 21.0 |
| 衛生費 | 5,206,336 | 3.4 |
| 子ども家庭費 | 34,477,574 | 22.5 |
| 都市整備費 | 21,561,460 | 14.1 |
| 教育費 | 12,644,604 | 8.3 |
| 公債費 | 1,873,948 | 1.2 |
| 予備費 | 200,000 | 0.1 |

<令和6年度 一般会計当初予算における福祉費の構成>

| 予算内訳 | 単位・千円 | 構成比 (%) |
|---------|------------|---------|
| 福祉費計 | 32,079,012 | 100.00 |
| 福祉総務費 | 1,184,529 | 3.7 |
| 高齢者福祉費 | 2,414,685 | 7.5 |
| 障害福祉費 | 8,910,686 | 27.8 |
| 生活福祉費 | 15,442,048 | 48.1 |
| 西部生活福祉費 | 588,143 | 1.8 |
| 介護保険費 | 3,538,921 | 11.0 |

<令和6年度 一般会計当初予算における子ども家庭費の構成>

| 予算内訳 | 単位・千円 | 構成比 (%) |
|--------------|------------|---------|
| 子ども家庭費計 | 34,477,574 | 100.00 |
| 子ども若者費 | 363,184 | 1.1 |
| 子育て支援費 | 7,861,218 | 22.8 |
| 児童相談費 | 1,780,526 | 5.2 |
| 子ども家庭支援センター費 | 977,186 | 2.8 |
| 保育費 | 23,495,460 | 68.1 |

※各表の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

＜一般会計決算額における福祉費・子ども家庭費の推移＞

(単位:千円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 一般会計決算総額 | 142,459,858 | 150,468,296 | 143,695,469 | 144,729,899 | 144,107,950 |
| 福祉費・子ども家庭費 決算総額 | 55,371,502 | 55,561,703 | 61,620,120 | 61,971,381 | 64,340,638 |

4. 地域保健福祉計画

福祉総務課

平成15年4月より、社会福祉法の中で地域住民に最も身近な行政主体である区市町村が、地域福祉の主体である区民をはじめ、地域の活動団体などの参加を得て、地域福祉計画を策定することが望ましいとされました。

区では、保健福祉の推進に向け、高齢者保健福祉計画や障害者福祉計画など、高齢者、障害者といった対象者別の計画を策定してきましたが、個別の対象にとらわれることなく、すべての人々が安心して暮らし続けることができるよう、これを継続的に支えるしくみの構築を目指して、これまでの分野別の計画を一元化し、さらに保健分野の計画と一体化して、平成17年3月に「豊島区地域保健福祉計画」を策定しました。

その後改定を重ね、令和6年3月に、計画期間を6年とする新たな計画として改定しました。

1. 計画の性格

この計画は、社会福祉法で規定する市町村地域福祉計画であるとともに、区の基本構想及び基本計画における地域保健福祉の推進にかかる理念や基本的な方向を明らかにするものです。

また、「重層的支援体制整備事業実施計画」および「成年後見制度利用促進基本計画」を内包する計画とします。

保健福祉分野の上位計画として共通して取り組む事項を示し、保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施策や事業等の詳細を示していきます。

2. 計画の期間と今後の動き

この計画の計画期間は6年間とし、社会経済状況等の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

3. 基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

4. 基本方針

- (1) 人間性の尊重と権利の保障
- (2) 自己決定の尊重
- (3) 健康で自立した地域生活の促進
- (4) 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉

の推進

- (5) サービスの総合化

5. 施策の方向

- (1) 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて
豊島区のこれまでの多職種・多機関連携やコミュニティソーシャルワーカーの取り組み、区民ひろばやセーフコミュニティといった強みを活かして、一人暮らし高齢者の割合や、外国人人口の割合が高いといった区の地域特性にあった、豊島区ならではの地域共生社会の実現を目指していきます。

- (2) 区民の支援ニーズに目を向けた目的別の施策体系

目的別の施策体系により、地域保健福祉に関して「共通して取り組む事項」を明らかにし、支援を必要とする人の生活課題に目を向けて、「周辺課題」や「制度の狭間」にある人々を支援します。

- (3) 豊島区の特徴を踏まえた連携と協働による地域保健福祉の推進

地域の中において福祉を特別なものとするのではなく、地域社会を「福祉コミュニティ」化していくという考え方のもと、区民、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町会・自治会、商店会、社会福祉法人、民間企業、NPO法人、ボランティア、大学・専門学校などの多様な主体と区との連携と協働による地域保健福祉を推進していきます。

6. 施策の体系

- (1) すべての区民を対象にした重層的な支援
 - ① コミュニティソーシャルワーク機能強化による一体的な支援
 - ② 地域生活を支える継続的な支援
- (2) どんな悩み事でも受け止める相談支援体制の構築
 - ① 専門相談支援機関の強化
 - ② より身近な地域の相談先の充実
 - ③ 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化
- (3) 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために
 - ① 多様な社会参加の促進

- ② 文化の力を生かした社会参加支援
- ③ 多様な働き方に向けた支援
- ④ 多様な住まい方に向けた支援
- ⑤ すべての子ども・若者に向けた参加支援
- ⑥ 多文化共生の促進
- (4) 誰もが支えあえる人・地域づくり
 - ① 地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成
 - ② 地域コミュニティの拠点づくりと多様な居場所づくり
 - ③ 地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり
 - ④ 文化の力を生かした地域づくり
 - ⑤ 福祉教育の推進
- (5) 問題の早期発見・早期対応の強化
 - ① アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応
 - ② 地域における見守りの推進
- (6) 権利擁護の推進
 - ① 人権意識の普及・啓発
 - ② 虐待防止及び人権の尊重
 - ③ 成年後見制度等の利用促進
- (7) 健康的な生活の維持・増進
 - ① 予防の取り組みの強化
 - ② こころと体の健康づくりの推進
 - ③ 感染症対策の強化
- (8) 保健福祉人材の確保・育成とサービスの質の確保及び向上
 - ① 保健福祉専門職等の確保・定着・育成
 - ② 保健福祉サービスの質の確保及び向上
- (9) 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備
 - ① 災害時要援護者への支援体制の整備
 - ② 災害対策を通じた地域づくり
 - ③ 災害時の医療・保健医療体制の構築
- (10) 福祉のまちづくりの推進
 - ① まちのバリアフリー化の推進
 - ② 情報アクセシビリティの向上

7. 計画の推進に向けて

- (1) 地域保健福祉計画の推進方策
- (2) 地域保健福祉計画の進捗管理
- (3) 今後の改定に向けた考え方

5. 重層的支援体制整備事業 福祉総務課

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決するために地域住民や関係機関、行政等が一体となって包括的な支援体制を整備することを目的に創設された制度です。

区では、当該事業を適切に実施するために令和5年3月に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和6年3月に地域保健福祉計画に統合しました。

6. 保健福祉審議会 福祉総務課

保健福祉に係る計画の改定およびその他の重要事項について審議するため、区長の附属機関として、平成21年10月に設置しました。

区の保健福祉関連施策へ地域の声を幅広く反映するため、委員は福祉・保健・医療関係者、地域福祉関係団体、学識経験者等28名で構成しています。

